

豊田市公共工事事故対応マニュアル

はじめに

公共工事において事故が発生した時は、市及び契約者双方が迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

また、工事請負契約約款並びに土木工事標準仕様書、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書には、市が発注する工事（以下「工事」という。）における事故発生時の報告に関する事項が定められています。

契約約款及び各仕様書のほか、関係規定に基づいた迅速かつ適切な対応を図るため、このマニュアルを監督業務に活用してください。

目次

- 1 用語の定義
- 2 報告対象の事故
- 3 事故対応
- 4 危機管理報告
- 5 事故発生の報告
- 6 事故後の対策
- 7 連絡体制

対応マニュアル	解 説
<p>はじめに</p> <p>1 用語の定義</p> <p>このマニュアルにおいて使用する用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>(1) 報告 通報、速報（速報第一回から逐次）及び最終報告をいいます。</p> <p>(2) 通報 事故発生直後に電話等で契約者から担当課へ行う報告をいいます。</p> <p>(3) 速報 事故速報（様式1）を用いてFAX等による事故の経過の報告をいいます。</p> <p>(4) 最終報告 事故報告書（様式2）を用いて事故の経緯と対策等の総括の報告をいいます。</p> <p>(5) 休業日数 負傷、疾病による療養のため、働くことができなかつた日数をいいます。</p> <p>(6) 契約者 工事の契約の相手方をいいます。</p> <p>(7) 担当課 工事の担当課をいいます。</p> <p>2 報告対象の事故</p> <p>このマニュアルの報告対象は、工事において発生した表1のいずれかに該当する事故とします。</p>	<p>事故報告の根拠を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約約款 <ul style="list-style-type: none"> 第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告する。 第27条 監督員は、乙に対して臨機の措置を請求できる。 第28条 一般的損害のうち発注者の帰責理由の明確化 第29条 第三者に及ぼした損害のうち発注者の帰責理由の明確化 ・土木系…土木工事標準仕様書 <ul style="list-style-type: none"> 第1編1-1-36 事故報告書により報告 ・建築系…公共建築工事標準仕様書 1-3-9 <ul style="list-style-type: none"> 公共建築改修工事標準仕様書1-3-10 建築物解体工事共通仕様書 1-3-8 <p>第1章各章共通事項 3節工事現場管理「災害発生時の安全確保」により、事故の経緯を監督職員に報告する。</p> <p>1 用語を定義します。</p> <p>報告は、3段階で行います。</p> <p>担当課は通報時、事故速報（様式1）の項目を参考に事故概要をメモしてください。</p> <p>速報は、事故速報（様式1）を参考として使用してください。（任意様式可）</p> <p>事故報告書（様式2）は、参考として使用してください。（任意様式可）</p> <p>休業日数は、医師の診断書により判断します。</p> <p>2 表1は、「建設工事事務データベースシステム（SAS）のガイドライン登録対象事故の定義」を参考に報告を要する事故の対象を明確にしています。ただし、第5号は本マニュアルによる独自の分類です。</p>

3 事故対応

契約者は、工事区域で事故が発生したときは、人命救助及び二次災害の防止を第一として、事故現場において必要な措置を講じるとともに、本マニュアルによる報告を担当課に行います。

4 危機管理報告

(1) 危機管理担当への報告、公表（市政発信課）要否の協議については発生した事故の分類、レベルにかかわらず必要です。「事件事故等への対応について（秘書課）」に従い対応してください。

(2) 報道機関への公表は、危機管理担当と協議し、「報道発表の手引き」（市政発信課）に沿って行います。

5 事故発生の報告

(1) 通報、応急措置は、次のとおり行います。
ア 契約者は、事故が発生したときは、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関（所轄警察署、消防署、労働基準監督署等）への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに担当課に通報します。

イ 担当課は、前号による通報を受けたときは、発生した事故の内容と状況等を聴取し、事故速報（様式1）等に通報のメモをとり、速やかに現場状況の確認を行います。

ウ 担当課は、発生した事故が表2に規定する

※S A Sは、国土交通省技術調査課長の通知に基づき、公共事業における一定規模以上の事故のデータを集積・利用するシステムです。

3 災害及び事故が発生した場合の契約者の対応方法は、各仕様書に明記されています。

・土木系…土木工事標準仕様書

第1編1-1-33 工事中の安全確保

(20) 災害発生時の応急措置

第1編1-1-36 事故報告書

・建築系…公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書、

建築物解体工事共通仕様書

第1章各章共通事項 3節工事現場管理

「災害発生時の安全確保」

契約者は、市長あてに報告書を作成し、担当課へ報告を行います。

4 危機管理報告は、情報DB－秘書課－危機管理を参照してください。危機管理体制は、「業務に関する個別事業」に該当します。

報道機関への公表は、事件・事故への対応【市民への公表指針】を参考に協議してください。

5 事故の種類（表1）及びレベル区分（表2、3）により、事務処理の方法を明確にしています。（それぞれの事務の流れは、フロー図を参照）

担当課は、契約者からの通報を受ける際、必要事項（事故速報（様式1）の記載項目）を可能な限り聞き取り、二次災害の防止と安全対策の強化の実施を指導します。

担当課は、通報を受けた内容について、把握で

事故のレベル区分Ⅲ（死亡等重大な事故）の場合、前号の内容と状況等を速やかに豊田市建設技術管理連絡会事務局（技術管理課。以下「事務局」という。）及び契約課に報告します。レベル区分Ⅰ及びⅡの場合、担当課は事務局に報告します。

（２）速報は、次のとおり行います。

ア 契約者は、発生した事故が表３に規定する速報を要する場合、（１）の通報後、速やかに担当課に事故速報（様式１）により第１回の報告をします。

イ 契約者は、前号の後、事故の経過を逐次報告します。

ウ 担当課は、前各号による速報を受けたときは、記載された内容について事実関係の確認を行い、必要な指示を行います。

エ 担当課は、発生した事故が表２に規定する事故のレベル区分Ⅲ（ただし、負傷公衆災害は全てのレベル区分）の場合、事故速報に指示事項、施工計画書の確認等を記載し、速やかに写しを事務局に送付します。

（３）最終報告は、次のとおり行います。

ア 契約者は、事態に一定の収束を得たときは、事故の経緯、事故後の措置及び再発防止対策について、担当課に事故報告書（様式２）により報告を行います。

イ 担当課は、前号の最終報告に記載された内容について事実関係の確認を行い、一部の事故（（２）もらい事故、（４）物損公衆災害及び（５）物損工事関係災害の事故レベル区分Ⅰ）を除き、契約履行状況報告書を作成し、事故報告書の写しを添付して速やかに契約課に送付します。また、その報告書一式の写しを事務局に送付します。

6 事故後の対策

（１）事務局は、発生した事故が表２に規定する事故のレベル区分Ⅱ（重度の事故）及びⅢ（死亡等重大な事故）の場合、事故の再発防止策を含む工事区域の安全対策について、必要に

きている事実と想定等を整理の上、関係所属へ報告します。

担当課は、第一回の速報以降、事故速報の項目に追加、修正等がある場合には、続報として逐次報告するよう契約者へ指示をしてください。

担当課は、事故速報受理の際、施工計画等に記載された内容と現場の実施状況等について事実関係の確認を行い、再発防止、安全対策の充実に図ります。特に、事故発生時の安全対策の状況について、施工計画との相違や計画そのものに無理がなかったか等の確認が必要です。

「事態に一定の収束を得たとき」とは、事故が全て解決するには時間を要するため、ある程度事故解決の目途ができた時点をいいます。事故のレベル区分にもよりますが、２、３日から１週間程度を想定しています。

事故報告書により、契約履行状況報告書を作成し、事故の最終報告を行います。

（豊田市建設工事契約事務細則第１８条）

【書式は、様式ＤＢ－契約課－工事委託担当】

6 必要に応じて、豊田市工事検査規程第２条及び豊田市建設技術管理連絡会設置要綱第６条により査察を実施します。

（豊田市工事検査規程 検査等の種類）

第２条 検査等の種類は、次に定めるとおりと

応じて査察を行います。

(2) 事務局は、5-(3)-イの報告を受けたときは、豊田市建設技術管理連絡会危機管理委員会に諮り、事故の対策について検討します。

(3) 豊田市建設技術管理連絡会危機管理委員会は、事故の再発防止のため、必要に応じて注意喚起の周知を行います。

7 連絡体制

担当課は、事故発生が夜間休日の場合であっても、契約者及び市民からの通報等に迅速に対応できるように連絡体制を整えます。

する。

(5) 査察 検査員が適正な完成検査の執行を期するために必要に応じ工事現場を視察し、進捗状況、施工技術等の実態について調査、把握及び指導をすることをいう。

(豊田市建設技術管理連絡会設置要綱 危機管理委員会)

第6条 連絡会に、突発的な事件・事故に対する調査・対策について検討するため、危機管理委員会を置く。

また、委員会は、必要に応じて他の工事現場で事故等が起きないように庁内へ注意喚起の安全通知を行います。

7 工事担当課は、夜間休日を理由に、工事担当職員及び工事担当課に連絡が取れないことの無いように連絡体制を整え、迅速に対応できるようにしてください。

通常、夜間休日の代表番号への電話は、警備室で受けています。そのため、年度当初に財産管理課が実施する「閉庁時緊急連絡先一覧（警備室用）」の照会報告を適切に行ってください。また、課内の緊急時連絡網を整備してください。

表1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故</p> <p>工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等輸送作業が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故</p> <p>※ 工事作業場内：工事を施工するにあたって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※ 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
(2) もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事区域において、工事関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故
(3) 負傷公衆災害（工事作業が起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故
(4) 物損公衆災害（工事作業が起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故
(5) 物損工事関係災害（盗難等及び工事作業が起因して、工事関係者の資産又は工事用資機材に損害が生じた事故）	工事現場内での工事用資機材の盗難、破壊等の損害事件。工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して工事関係者の資産又は工事用資機材に損害を与えた事故

表2 レベル区分

レベル	区分	内容
I	軽微な事故	休業4日未満の人身災害（ただし、 <u>負傷公衆災害を除く</u> ）並びに物損災害のうち第三者の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が少ない場合など
II	重度の事故	休業4日以上の人身災害（ただし、 <u>負傷公衆災害は死亡以外全て</u> ）、並びに物損災害のうち第三者の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響が大きい場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーンの転倒などの大規模な事故、並びに不発弾発見など緊急広報が必要な場合など

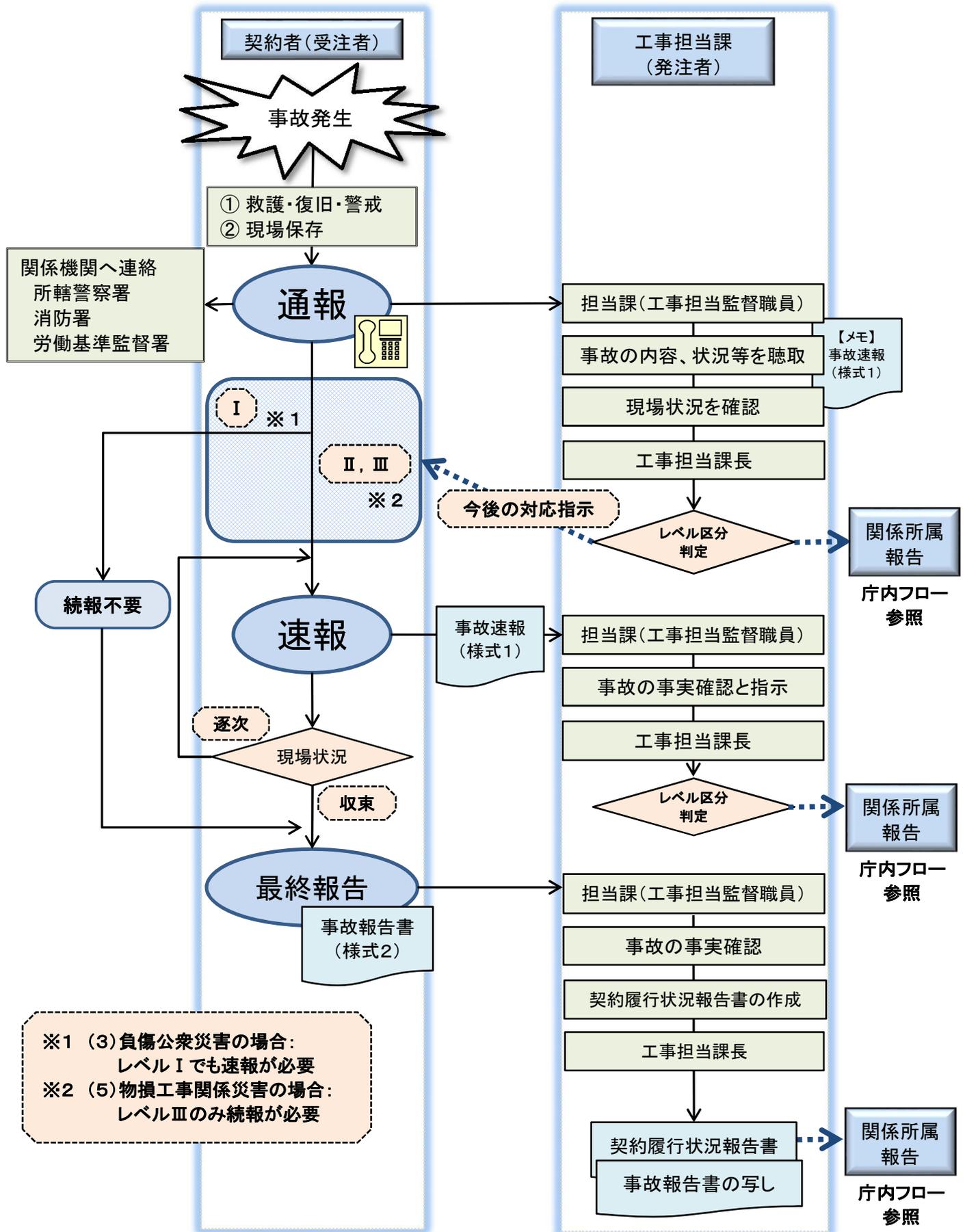
表3 事故の分類と報告の区分

- ：報告を要する。（契約者から工事担当課が報告を受ける。）
- ◎：報告を要する。（工事担当課は、連絡会事務局に報告する。）
- ：報告を要する。（工事担当課は、連絡会事務局及び契約課に報告する。）
- ×：契約者から工事担当課への報告は不要。

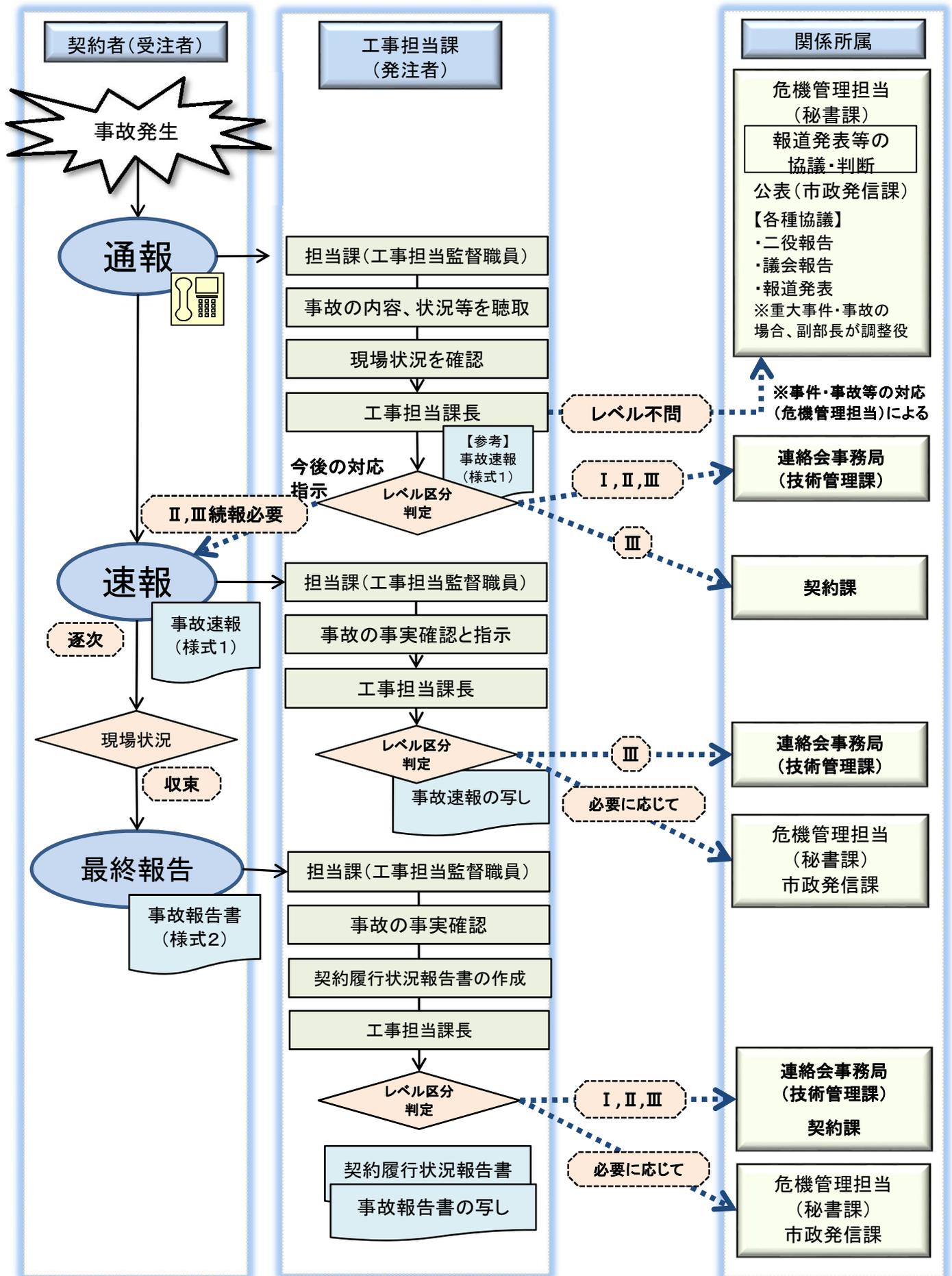
※ 危機管理担当への報告、公表（市政発信課）要否の協議については発生した事故の分類、レベルにかかわらず必要です。「事件事故等への対応について（秘書課）」に従い対応してください。

事故の分類	報告の種類	レベル I (軽微な事故)	レベル II (重度の事故)	レベル III (死亡等 重大な事故)
		休業4日未満の 人身災害、又は物 損災害の被害が 少ない場合など	休業4日以上 の人身災害、又は物 損災害の被害が 大きい場合など	人身災害のうち 被災者が死亡し た場合、クレーン の転倒などの大 規模な事故
(1) 労働災害 (工事作業が起因して、 工事関係者が死傷した 事故)	通報	◎	◎	●
	速報	×	○	◎
	最終報告	●	●	●
(2) もらい事故 (第三者の行為が起因 して、工事関係者が死傷 した事故)	通報	◎	◎	●
	速報	×	○	◎
	最終報告	◎	●	●
(3) 負傷公衆災害 (工事作業が起因して、 工事関係者以外の第三 者が死傷した事故)	通報		◎	●
	速報		◎	◎
	最終報告		●	●
(4) 物損公衆災害 (工事作業が起因して、 工事関係者以外の第三 者の資産に損害が生じ た事故)	通報	◎	◎	●
	速報	×	○	◎
	最終報告	◎	●	●
(5) 物損工事関係災害 (盗難等及び工事作業 が起因して、工事関係者 の資産又は工事用資機 材に損害が生じた事故)	通報	◎	◎	●
	速報	×	×	◎
	最終報告	◎	●	●

事故発生時フロー図 (契約者と工事担当課間)

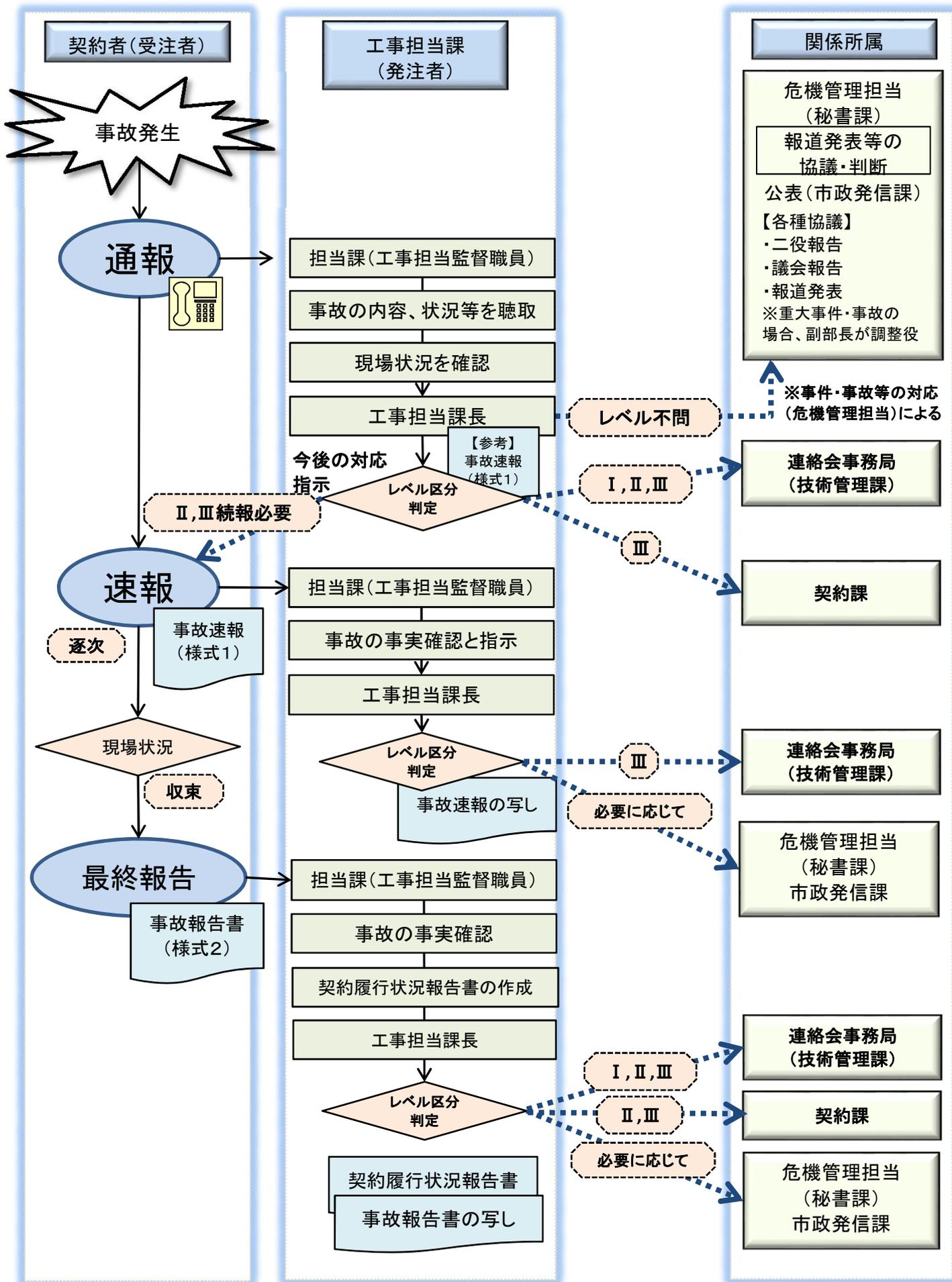


事故発生時庁内フロー図 (1労働災害の場合)

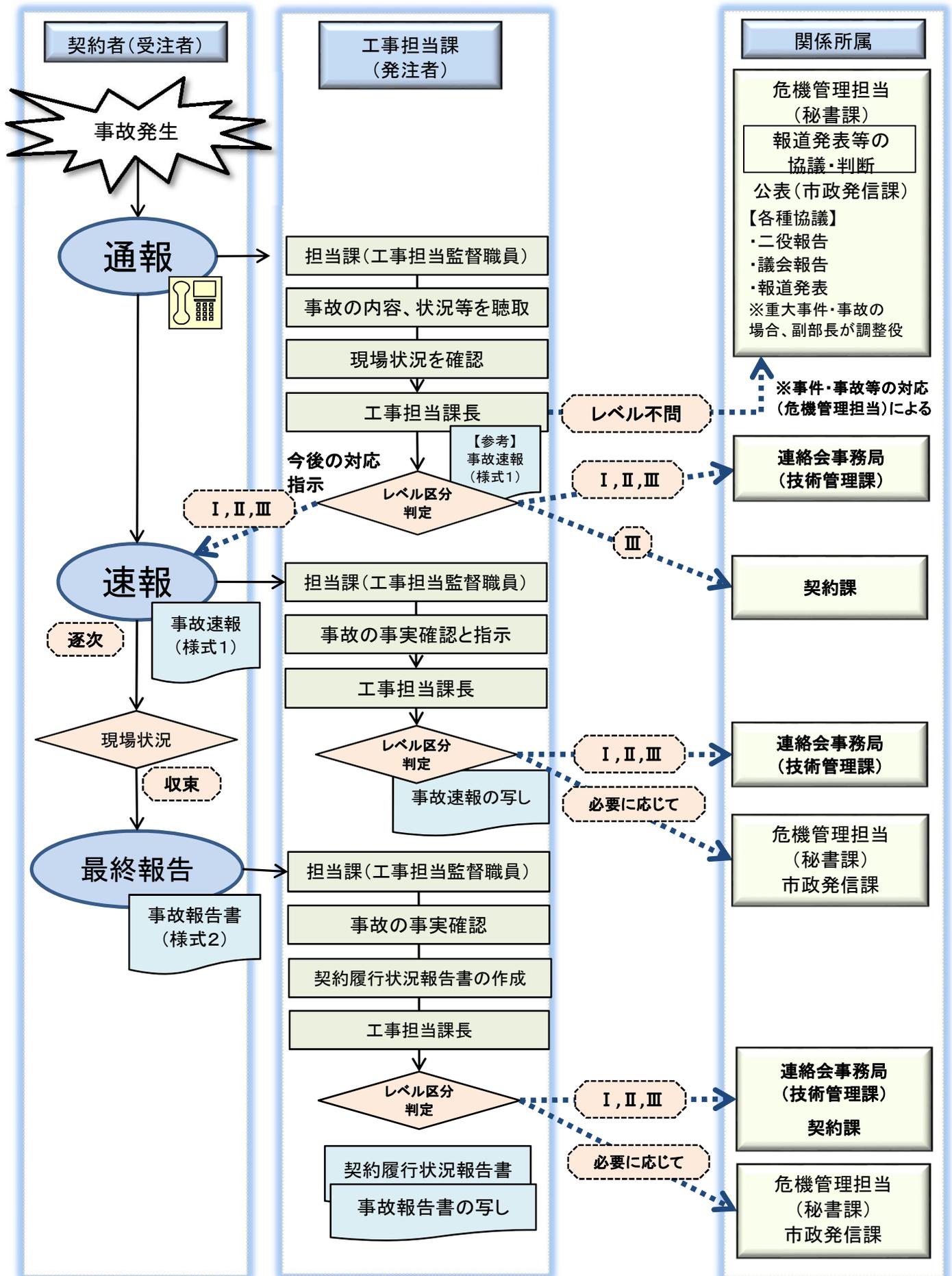


事故発生時庁内フロー図

(2もらい事故・4物損公衆災害の場合)

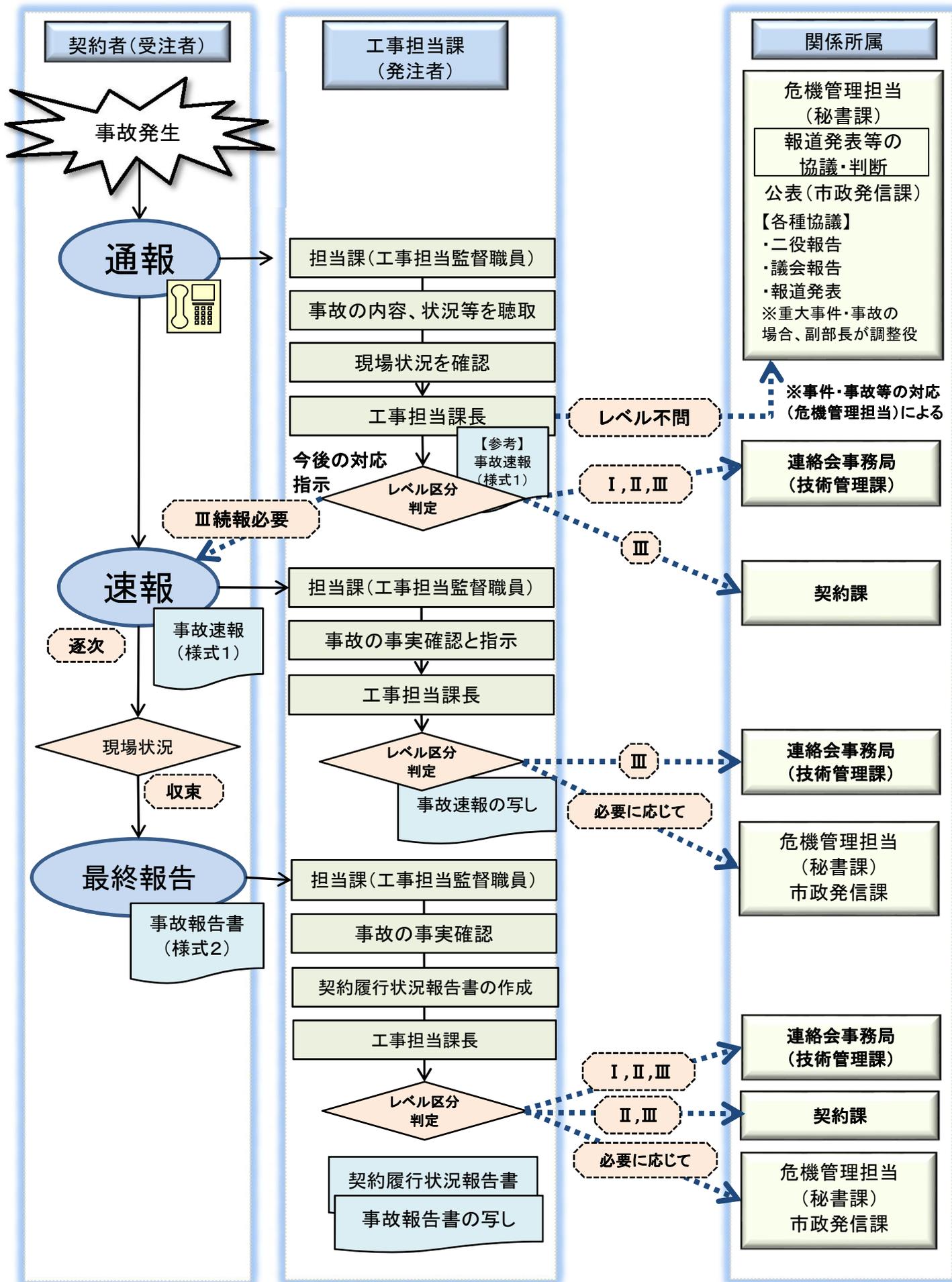


事故発生時庁内フロー図 (3負傷公衆災害の場合)



事故発生時庁内フロー図

(5物損工事関係災害の場合)



様式 1 (参考)

事故速報 (速報第 回・最終版)

報告日時 月 日 時 分

豊田市長様

発生年月日	
発生場所	
【被害者について】 氏名 住所 年齢 会社名・職業	(契約者社員・下請業者・第三者)
【契約者について】 会社名 住所	
工事名 工事の概要	
事故の概要	(作業内容、事故内容、現状の措置等)
人身傷害の程度 物損の程度	(救急車での搬送有無、治療状況、診断書有無等)
【現場代理人について】 氏名 電話番号	臨時連絡者 氏名・電話番号)
備考	担当課・担当者氏名)
※指示事項等 (発注者使用欄)	<u> </u> 月 <u> </u> 日

様式 2 (参考)

事故報告書

令和 年 月 日

豊田市長様

契約者名 _____
_____ ㊞

下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

事故発生年月日	
工事名	
路線等の名称	
工事場所	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円
工事の概要	
事故発生場所	
被害者 〔 氏名 住所 年齢 〕 会社名・職業	
事故の概要	
人身傷害・物損の程度	
事故の原因 事故再発防止対策	
備考	担当課・担当者氏名)

※ 添付書類として、図面、現場の状況がわかる写真等を添付すること。

※ 人身傷害・物損の程度欄は、休業日数が分かれば記入すること。